

会員企業の経営課題等に関する実態調査業務 募集要領

1 本プロポーザルについて

(1) 件名

会員企業の経営課題等に関する実態調査業務

(2) 履行期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

(3) 履行場所

横浜商工会議所（以下、当所）が指定する場所

(4) 業務概要

ア 業務目的

経営環境が大きく変化する中、当所の会員企業においては、人手不足対策をはじめ、賃上げ対応や価格転嫁の適正化、DXの推進による生産性の向上、カーボンニュートラルへの対応など様々な経営課題が山積しています。こうした、その時々々の諸課題について、業種や企業規模による特徴や相違などを調査・分析すると共に、必要とされる支援施策を把握し、課題解決に向けて当所の各種委員会等と連携して審議・検討することで、会員企業の経営基盤の強化を図り、併せて会員増強に寄与することを目的として本業務を実施します。

イ 業務内容

「会員企業の経営課題等に関する実態調査業務 仕様書」のとおり。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 企業を対象としたアンケート調査を実施した実績があること。
- (2) 企業の経営課題に関する調査・分析等の業務実績があること。
- (3) 横浜市内に本社や支店などを置く企業であること。
- (4) 法人格を有する者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が横浜市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解

事業目的を十分に理解し、仕様書の趣旨に沿った内容であるか。

(2) 企画提案の内容

- ア 意欲的であるか（調査票の作成や分析手法など、事業に対する意欲が高いか。）
- イ 独創性があるか（事業者の特性・特徴を生かした創意・工夫のある提案内容であるか。）
- ウ 実現可能性があるか（取組内容・規模・スケジュール等は適切であるか。）

(3) 知識、能力、実績

企業の経営課題に関する調査業務の実績並びにデータ分析の知識・ノウハウを有するか。

(4) 事業実施体制

実現可能な計画の提案、事業実施に必要なスタッフの確保ができるか。

(5) 企画内容と見積書の整合性

仕様書の内容が反映されているか。提案内容の見積もりのバランスが取れているか。

(6) 会員企業

当所の会員企業であるか。

4 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期間・場所

受付期間：2026年6月29日（月）から7月10日（金）

受付時間：午前9時から午後5時（祝祭日及び正午～午後1時を除く）

提出場所：〒231-8524 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 8F
横浜商工会議所 経済政策部 政策課

(2) 提案書の提出方法

当所への持参（郵送は不可）

※当所への持参をもって本プロポーザルに申し込んだものとみなします。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式自由） 7部

- ・ A4版縦横どちらでも構いません。
- ・ 表紙を除いて10ページ以内で作成してください。
- ・ 散逸しないような形で綴ってください。

イ 見積書（様式自由） 7部（原本以外はコピーでも可）

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を抜いた金額がわかるように記載をお願いします。

ウ 企業概要（パンフレット等） 7部

6 審査結果の通知

審査結果は、当所内に設置したプロポーザル評価委員会の評価結果により、「審査結果通知書」を2026年7月中旬頃以降に提案各者に郵送または電子メールで通知します。

7 その他

(1) 事業概算額（参考）

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

※消費税額及び地方消費税額の算出について、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を消費税額及び地方消費税額とします。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。